



神奈川県
横浜市消防局



攻めの予防 「予防関連教育の充実強化と 人材育成（他都市を含む）」

事例類型 I 実効性向上 / II 高度化・専門化 / III 効率化 /
IV 他団体との連携 / V 人材育成

取組期間 平成 28 年 1 月から
(平成 26 年 4 月から継続している取組みもあり)

背景

予防業務がより専門化・高度化している中、組織における現状と課題として、

- ① 予防部門の経験者の不足
- ② 予防技術資格者の検定資格者が少ない
- ③ 経験豊富なベテラン職員の大量退職が予定
- ④ 若手職員は、予防業務に従事しても 2、3 年で異動
- ⑤ 従前から実施している教育が中長期の視点に欠けている
- ⑥ 求められる高度な知識・技術

が挙げられる。これらの課題を解決し、「攻めの予防」をさらに促進するためには、若手職員の増加と養成、高いスキルを備えた職員の育成が必要であるため、中長期的な取組みが必須と考えている。

内容

1. 教育の根拠を規定

「横浜市火災予防査察及び違反是正措置に関する規程」と「横浜市消防局建築防火事務処理規程」に教育及び研修の実施に関する章を新設し、知識・技術の向上に向けた組織の責務を明記。

2. 教育体系を整理

毎年実施していた数多くの教育について、①狙いの明確化、②職員レベルに応じ、難易度別に課程を設定、③受講対象者の設定等の教育体系を整理。

3. 消防用設備等や査察関連業務に従事する職員の意欲向上とインセンティブの創設

内部資格として、「主任設備指導員」、「主任査察員」(以下、「主任設備指導員等」という。)を創設し、徽章の貸与、昇任試験の加算対象、フォローアップ研修等インセンティブを与える仕組みを構築。また、主任設備指導員等の持つ知識・技術を他の職員にフィードバックすることにより、他の所属職員のスキルアップの役割を担うほか、主任設備指導員等を目指し、予防業務に興味を持ってもらう役割も担っている。

4. 他都市消防本部職員の積極的な受入れ

査察課実務研修(3回県内4名、関東5名、それ以外3名計12 消防本部14 名)では、他都市消防本部職員の受入れ、違反是正の推進に係る実務研修(消防庁依頼埼玉県2本部2名、その他の都市(県内2名、関東3名、それ以外5名)計10 消防本部12 名)や甲府地区広域行政事務組合消防本部(1年間1名)との人事交流も実施し、相互の刺激により教育効果を高めている。

【上級】

主任設備指導員フォローアップ研修(主任設備指導員、1回19 名)、主任査察員フォローアップ研修(主任査察員、3回12 名)、査察課実務研修(経験1年以上の署査察係員、3回10 名)

【中級】

消防司令昇任予定者に対する予防業務研修(司令昇任予定者、1回28 名)、査察担当者技術研修(署査察係員、7回196 名)、課長補佐・係長級に対する予防業務研修(課長補佐、係長、2回354 名)、指導係技術研修会(署指導係員、平成29 年3月予定)、e ラーニングによる消防設備知識向上研修中級編(署指導係員)、3年未満研修(経験3年未満の署指導係員、2回)、査察フォーラム

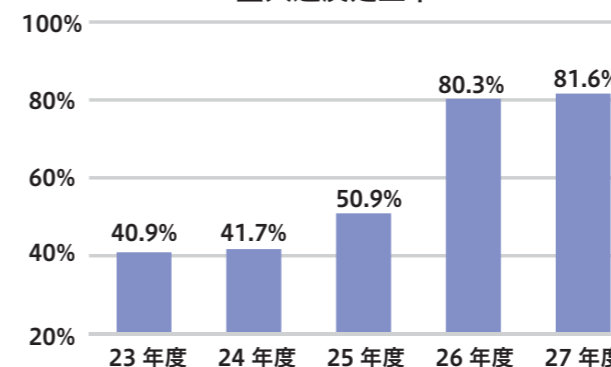
【初級】

予防業務知識向上講座(希望者、3回69 名)、立入検査自主勉強会(希望者、3回190 名)、署における消防設備研修(署職員、随時実施)、署における査察研修(署職員、随時実施)、e ラーニングによる消防設備知識向上研修初級編(希望者)消防法第5条の3技術指導会(警防職員、平成29 年1月予定)

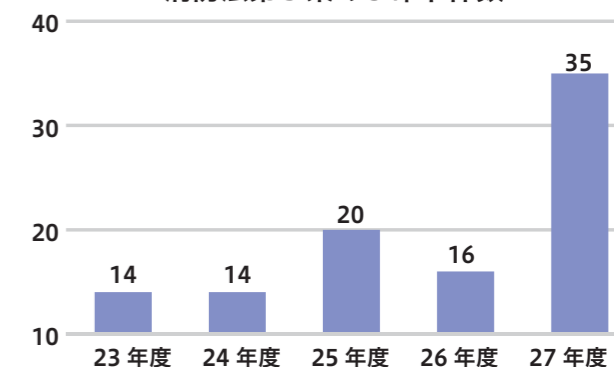
成果

主任設備指導員等となった職員が、組織の課題や他の職員の教育について考えるようになった。また、主任設備指導員等が主体となって署の研修を企画するなど、組織全体の予防スキル向上に貢献している。さらに、主任設備指導員等になりたいという再任用職員もおり、職員のモチベーションアップにも貢献している。また、勤務時間外の希望制研修でも、190 名の職員が参加する研修もあり、職員の知識向上への強い意欲の高まりも確認できている。特に査察では重大違反の是正率、消防法第5条の3の命令件数が上がっており、組織全体の予防スキルの向上に大きな成果を上げている。

重大違反是正率



消防法第5条の3命令件数



特記事項

今後は、危険物や火災調査に従事する職員についても内部資格を創設する予定

選考委員のコメント

局内の関係規定に教育及び研修の実施に関する根拠を新設し、内部資格制度の創設による職員のインセンティブの付与や他都市消防本部職員の積極的な受入れ等、多角的な取組みを行っている点が他の消防本部の模範である。